

子どもの権利に関する出前講座

申込受付中！！



子どもと大人が共に「子どもの権利条例」と子どもの権利について学び、理解するために、出前講座を実施します。

～講師(青森市子どもの権利擁護委員)の紹介～

沼田法律事務所 弁護士

沼田 徹 委員

子どもには権利が認められるのでしょうか。認められるとしたら、なぜ子どもに権利を認め必要があるのでしょうか。子どもの権利を蔑ろ（ないがしろ）になると、どのような問題が生じるのでしょうか。子どもの権利を認めることは、子どもに身勝手やわがままを許すことにならないのでしょうか。子どもの権利と大人の権利はどう違うのでしょうか。子どもの権利を前提としたとき、大人は、子どもにどのように対応する必要があるのでしょうか。子どもの権利は、大人と子どもの関係を問い合わせます。問われているのは大人です。



弘前大学大学院教育学研究科 教授

小林 央美 委員

子どもは、多くの大人との関わりや、子ども同士での相互関係の中で健やかに成長します。つまり「人とどう関わるか」が大切なポイントとなります。『子どもの権利条例』で具体化された「子どもの人権」は、その「関わり方」に新たな視点を見出してくれます。



「教育や発達の現状や原理、友人関係のあり方」を「子どもの人権の視点」で見つめ直し、ちょっと行動が心配な子ども、課題を抱える子ども、子育ての不安等について、一緒に解決していくようなお話をしたいと思います。対象は、子ども、親、教師などです。

青森県公認心理師・臨床心理士協会 顧問

関谷 道夫 委員

子どもの権利擁護が大事にしている小さな哲学は、「他者に敬意を払うこと」「いろいろな人がいることを認めること（ダイバーシティ）」、そして「自分を大切にすること」です。



この出前講座では、対人コミュニケーション能力やメンタルヘルスの維持向上等について、楽しく体験的に学んでいきたいと思います。

具体的なテーマとしては、次のようなものを考えています。

- ①コミュニケーション能力を高める
- ②ストレス・マネジメント（対処）を体験的に学ぶ
- ③マインドフルネスの知恵
- ④子どもの「やる気」「意欲」を育てる
- ⑤「児童虐待」（又は「いじめ」）を臨床心理学の視点で考える

☆募集案内

対 象：5名以上で参加いただける団体・グループ
(学校、町内会、サークルなど)

日時等：開催日時は、ご相談のうえ決定いたします。
開催時間は、60分～90分程度です。
会場は申込団体・グループで準備していただきます。
講 師：青森市子どもの権利擁護委員
(沼田 徹氏、小林央美氏、関谷道夫氏)

料 金：無料
※お申込は、開催希望日の1ヶ月前までにお願いします。

【申込み・問合せ】

青森市福祉部子育て支援課

TEL 017-734-5320

FAX 017-763-5678